

	ご意見	回答内容
①	・児童相談所は何でも相談を受けるのではなく、精神的・肉体的・環境において虐待されている子どもに限定して対応するのがよいと思います。 ・不登校の場合、学校内のいじめによるものならば、深刻になっていくケースもありますが、その他の理由による不登校については、先生、親、祖父母、友人、親戚などで対応ができます。 ・危険回避のために一時保護された子どもがよりよい環境でなければなりません。その生活を保障するには、児童相談所で働く職員の肉体的・精神的なゆとりが必要であり、ゆとりがないために正しい対応ができなくなることを危惧します。 ・核家族化や地域交流の減退により、子ども一人ひとりに向き合うことが無くなりつつある社会状況になっていますが、社会の課題として真剣に考えていく時期に来ていると考えます。 ・施設を建設することに反対はしませんが、預けられた子どもたちによりよい環境（学力面・精神的な安定・健康面）が提供できるようお願いします。	・ご意見ありがとうございます。 従前はあらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきましたが、児童虐待相談件数の急増等を受けて、平成16年に児童福祉法が改正され、児童相談所は緊急かつより高度な専門的対応が求められるケースの相談を担うこととなっています。 ・一方で育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談については、区役所をはじめとした多様な機関がきめ細やかな対応を行うよう役割分担しております。 ・いじめや不登校問題など学校に関する相談は、中央区森ノ宮にある『教育相談グループ』が担当しております。そこに療育手帳の取得や虐待が疑われる場合など児童福祉に関する問題がある場合は、児童相談部門が連携し支援を行います。 ・一時保護所の環境や体制については、一人ひとりの子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行えるように整えていかなければならないと考えています。一時保護所の環境については、今後児童相談所の建替えや増設の中で改善をまいります。 ・職員体制については、当面は令和3年4月に開設予定の北部こども相談センターの一時保護所の体制を整えるよう増員を行います。 ・児童相談所の設置にご理解いただきまして、ありがとうございます。 ご意見にもありますように、ソフト面での環境整備に努めております。一時保護所に入所する児童は、通学はせず、子どもの状況に応じた学習支援を行っております。また、生活を通じて、子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことで子どもの精神的な安定を図っています。子どもが新しく慣れない環境に入ること、心身の変調をきたすこともありますので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理についての配慮も行っております。 ・今後も、子どもの最善の利益が図れるよう生活やケアの質の確保に努めてまいります。